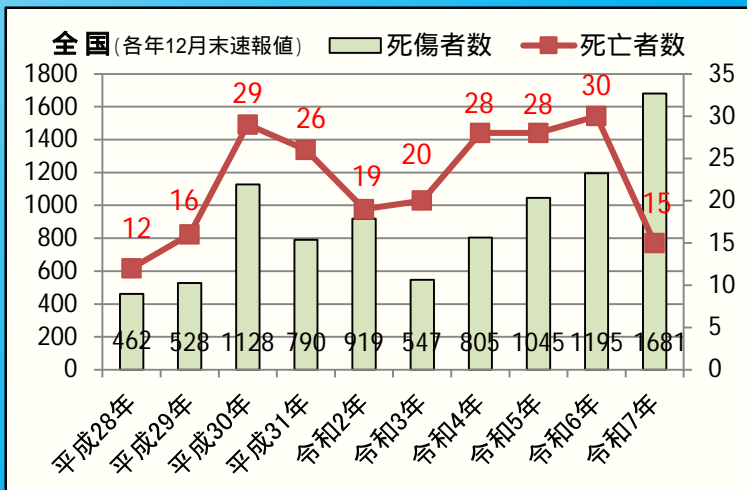
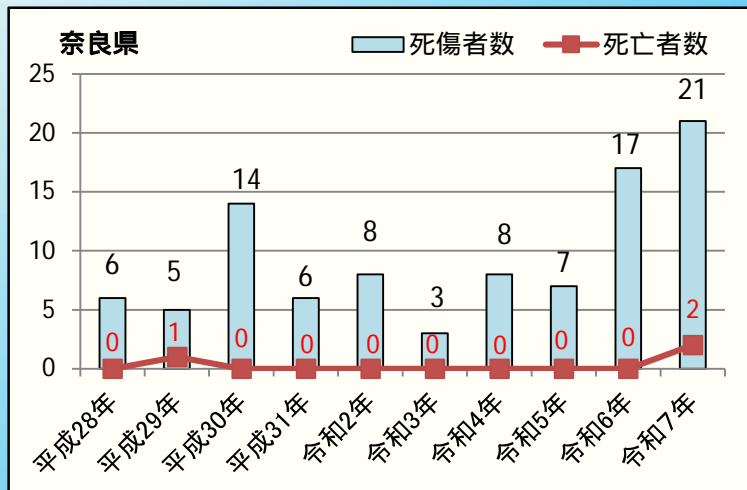


奈良県内の熱中症災害が急増！

～ 職場での対策を徹底しましょう～



奈良県における熱中症による休業4日以上死傷者は、令和5年までの5年間は1桁でしたが、令和6年に17人、令和7年には21人と急増しており、全国と比べても増加率が高い状況です。さらに令和7年には、平成29年以来となる死亡事案も発生し、2人の方が亡くなっています。奈良県は、盆地型気候特有の高温多湿の日が多く、特に熱中症予防対策が求められます。

熱中症予防対策

休憩場所の整備

- 冷房を備えたり、日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。
- 氷、おしぼりなど身体を適度に冷やせる物品や設備、飲料水などを備え付けましょう。



暑さ指数の活用

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数(WBGT値)を測り、その値と作業強度に応じた対策をとりましょう。測定器がなくても、環境省「熱中症予防情報サイト」で確認できます。(http://www.wbgt.env.go.jp)



作業時間の短縮

- 暑さ指数が高いときは、作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。



水分・塩分の摂取

- のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。

日常の健康管理等

- 前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと摂ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気づくことができるようにしましょう。

緊急連絡網の作成・異常時の対応

- 緊急連絡網や救急措置の手順を作成し、関係者に周知しましょう。

労働者の健康状態の確認

- 作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

管理者、労働者に対し熱中症教育を

- 厚生労働省ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載の動画コンテンツ等をご利用ください。



少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに病院に搬送するか救急車を呼びましょう！

令和7年発生の中熱による労働災害事例

(奈良労働局管内事業場・労働者死傷病報告)

- 災害発生場所は、奈良県内の各所及び県外作業箇所等で発生しています。
- いずれも、休業(4日以上)災害です。
- 奈良市の最高気温と平均湿度は、参考指標です。(出典：奈良地方気象台「奈良県の気象」)

	日時	業種・職種	災害発生概要(参考：奈良市の最高気温、平均湿度)
1	4月22日 11:45 【屋外】	警備業 警備員	日陰のない屋外において、電気工事現場付近の車両誘導をしていたところ、中熱を発症。 (25.9、64%)
2	6月6日 18:00 【屋外】	建設業 現場作業員	土木工事現場から帰社し、仕事を終えて車で帰宅したところ、玄関先で体調不良となり、病院を受診。 (30.5、53%)
3	6月16日 12:00 【屋内】	食料品製造業 生産関連作業 従事者	充填作業中に頭痛、目眩、吐き気を感じ、しばらく休んでから帰宅したが、帰宅後も体調が優れず、翌日に病院を受診。 (35.5、72%)
4	6月16日 14:00 【屋外】	警備業 警備員	土木工事現場における警備業務において、休憩時間終了後、立ち上がった際に目眩でふらつき、仰向けに倒れた。 【死亡】 (35.5、72%)
5	6月18日 15:00 【屋内】	飲食店 飲食物給仕 従事者	厨房で天ぷらの調理と湯煎作業を行った後、休憩中に体調が悪くなり、動けなくなったため救急搬送。 (35.7、63%)
6	6月29日 14:30 【屋内】	飲食店 飲食物給仕 従事者	厨房で調理作業と洗い物作業を行い、休憩でバックヤードに行った際に気分が悪くなり、嘔吐したため救急搬送。 (34.5、65%)
7	6月30日 15:00 【屋外】	窯業土石 製品製造業 製造従事者	午前中に車両誘導作業を行い、事務所に戻ったところ、徐々に体調が悪くなり、手足のしびれや頭痛等の症状が出たため、病院を受診。 (35.7、65%)
8	7月23日 15:00 【屋外】	建設業 現場作業員	家屋の塗装工事において、塗装作業をしていたところ、中熱を発症。 (36.3、67%)
9	7月23日 17:00 【屋外】	運送業 ドライバー	荷物積込中、体調が悪くなり乗務を交替したが、勤務終了後に身体に異変を感じたため、病院を受診。 (36.3、67%)
10	7月24日 13:45 【屋外】	農業 農業従事者	除草した草をダンプへ積み込む作業中、ふらついていたため日陰で休憩させた後、車内でエアコンをつけて様子を見たが、手が痙攣していたため救急搬送。 【死亡】 (36.7、73%)

	日時	業種・職種	災害発生概要（参考：奈良市の最高気温、平均湿度）
11	7月31日 10時30分 【屋外】	その他の商業 作業員	分譲地に設置された看板やのぼり旗の撤去作業中、頭痛、手足のしびれを感じて休憩したが、症状が改善せず、事務所に戻るも症状が悪化したため、救急搬送。 (36.5、62%)
12	8月14日 9:00 【屋外】	廃棄物処理業 ごみ・し尿 処理従事者	ごみ収集作業中、意識レベルの低下や脱力感があったため、作業を中止して応急処置を行ったが、症状が改善せず、救急搬送。 (35.8、77%)
13	8月20日 16:00 【屋外】	建設業 現場作業員	コンクリートブロックの積み込み作業中、熱中症を発症。 (36.1、66%)
14	8月20日 16:30 【屋外】	建設業 現場作業員	作業中に腹痛を発症し、詰所で休憩したが、帰宅後も症状改善せず、病院を受診。 (36.1、66%)
15	8月21日 9:00 【屋内】	タクシー業 ドライバー	営業運転中に頭痛とじんましんが酷くなり、乗務を終えて帰宅後に体調が悪化したため、翌日に病院を受診。 (36.6、63%)
16	8月21日 11:30 【屋外】	建設業 現場作業員	建物解体後の敷地整地のための手元作業中、熱中症を発症。 (36.6、63%)
17	8月21日 13:30 【屋外】	通信業 配達作業員	二輪車で配達作業に従事中、午前の配達を終え事務所に戻ったが、体調不良を感じて休憩していたところ、意識を失い、救急搬送。 (36.6、63%)
18	8月28日 15:00 【屋外】	各種商品 小売業 販売店員	店舗の出入口付近（屋外）で商品の仕分け作業をしていたところ、頭痛、嘔吐、手足のしびれ等の症状が発症したため、病院を受診。 (35.8、69%)
19	8月29日 7:30 【屋外】	運送業 ドライバー	風通しの悪い駐車場で荷台の荷物シートを取外し作業をしていたところ、意識がもうろうとなり、救急搬送。 (35.9、67%)
20	9月4日 10:30 【屋外】	運送業 ドライバー	積み込み作業中に体調が悪くなり、休憩を取り帰社したが、再度体調が悪くなったため、病院を受診。 (32.2、78%)
21	9月16日 10:00 【屋外】	建設業 現場作業員	上棟作業中、疲労感がある中作業を続けていたところ、熱中症を発症。 (35.5、72%)

本資料は令和8年1月末までに把握した事例をとりまとめたものです。

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

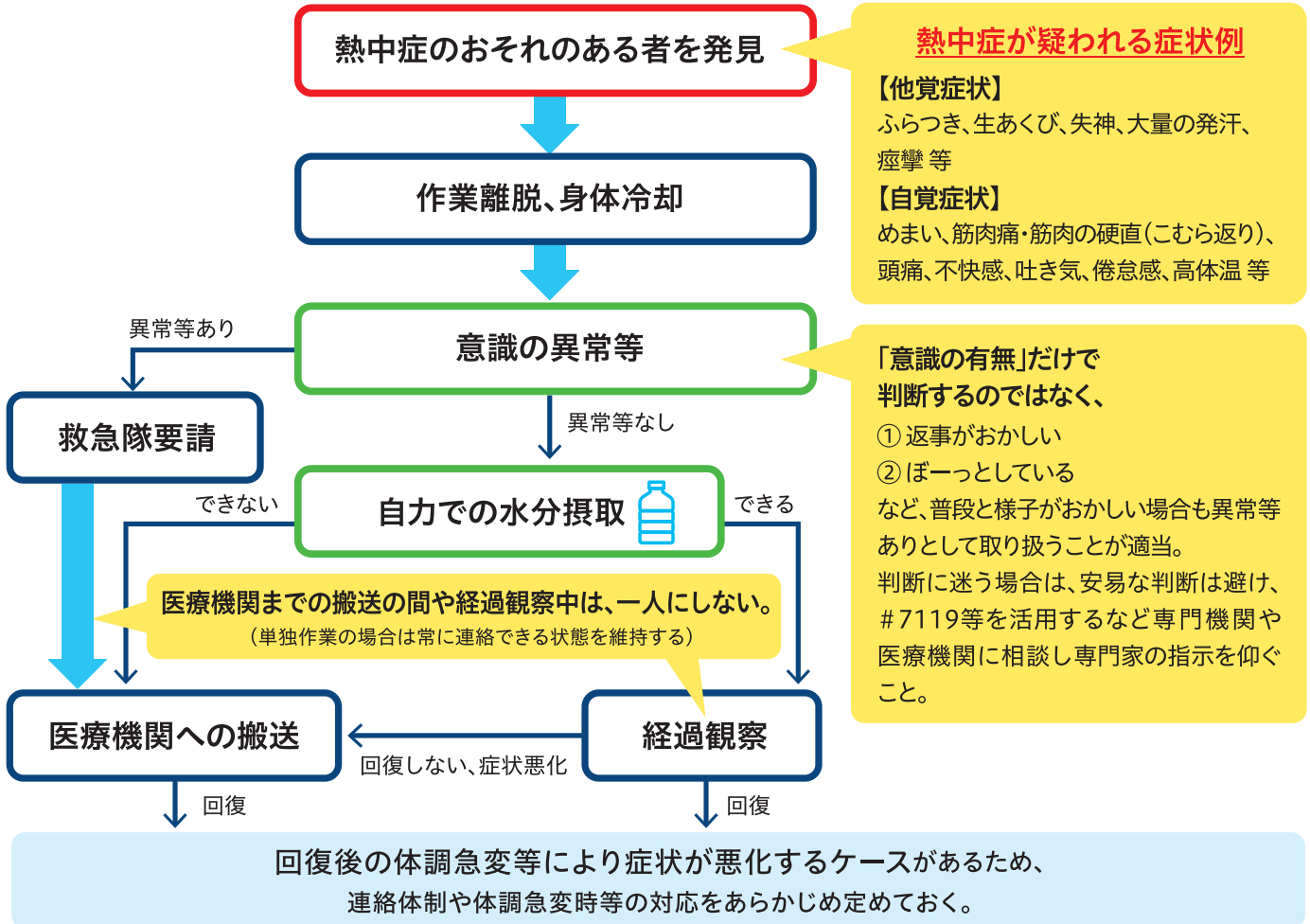
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

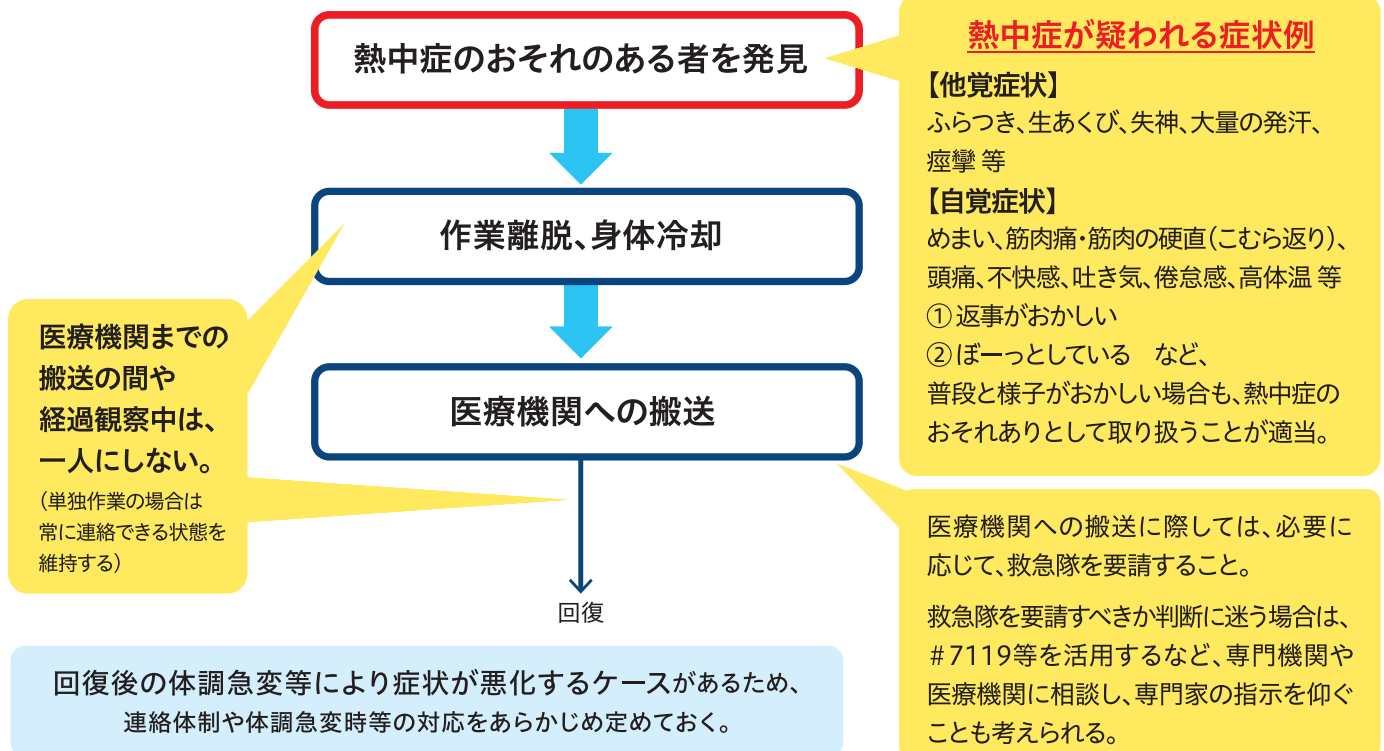
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間



準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施

ガイド・教育動画 e-learning

管理者、作業者に
対する教育を実施



緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組み合わせる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請